

## 厚生常任委員会 委員長報告

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案1件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第88号 令和3年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情3第6号 西部斎場の改築に関する陳情書について、審査における主な意見を申し上げますと、「当局が示している整備方針は、陳情にある黒煙、臭いの問題を解決するために出されたものと理解している」、「中学校の近くに斎場があることによる悪影響、苦情等の報告がないことは教育委員会に確認しており、PTAでもそのような議論にはなっていない」、「陳情の趣旨は、現在の西部斎場を解体し、東部斎場を利用するというものであり、改築には触れていない。今の場所からなくなればそれで良いという単純な話ではないと思う」、「議会では、西部地区への斎場の必要性を再三確認している。今後、議会としても科学的、数値的な根拠を踏まえ説明責任を果たしていく必要がある」との意見がありました。

また、「議会が、整備を求める附帯決議を議決したにもかかわらず、後からこのような陳情が出てきたことは、議会側の手落ちでもあり、陳情の内容は地域住民の思いとして、ある程度理解できる部分もある」との意見がありました。

また、当局に対する質疑では、「改築すれば、課題を全てクリアすることが可能か」との質疑に対し、「全てクリアできるとは断言はできない。メーカーからの聞き取りにより、黒煙や臭いを極力出さない装置の導入等を検討しているほか、消防署西分署で毎日計測している風向きの調査データの分析等も行っているところである」との答弁がありました。

本陳情について討論はなく、起立採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。  
よろしくご審議の程お願いいたします。

## 産業建設常任委員会 委員長報告

今定例会において産業建設常任委員会に付託になりました議案2件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第83号 横手市火入れに関する条例の一部を改正する条例について、「申請手続き」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第89号 財産の取得について（Bizサポートよこて備品一式）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「Bizサポートよこてが開設してから、開業した事業者の数とその後の状況はどうなっているのか。また、今回の移設にあたり、駅前の一等地ということもあり最大限の効果を発揮してもらわなければならない。事業継続できなかつた理由など、これまでの課題を把握し検証した上で、今後の具体的な目標を立てるべきだと思うが、どうか」との質疑に対し、当局より、「昨年度末時点において、事業者は8社あり、その中で市内で事業継続が4社、東京に転出が1社、秋田市内での事業継続が1社で、残りの2社は事情により事業継続できなかつたという状況である。また、市としては、この施設を起業家の起点となる施設と位置付けており、ご指摘のとおり目標数値を据えながらやっていきたい。事業の成果や、結果として営業が続けられなかつた方々についての状況も把握し、現在経営している方々の状況もきちんと検証して、起業・創業事業を継続していきたい」との答弁がありました。

また、「これまで使用していた備品はどのように処分するつもりか」との質疑に対し、当局より、「新しいBizサポートよこてについては、すべての備品を新設する計画としている。現在使用しているものは、事務機器、事務机などで老朽化が進んでいるため、庁内の部署で利活用の見込みがある場合は、そちらでの活用を考えながら適正な形で処分をしたい」との答弁がありました。

このほか、「随意契約の上限額」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情3第8号 市道下二ツ橋沼尻線及び市道沼尻荊島線の道路拡幅について、審査の経過を申し上げますと、当局に対する質疑では、「道路改良について、市全体や十文字地域局管内での現状はどうなっているのか」との質疑に対し、当局より、「今年度、道路改良については工事と委託を合わせて7路線を実施している。各地域局からの要望の優先順位、舗装補修工事などとのバランスを考慮し、有利な財源、様々な条件を加味しながら実施している現状である。また、沼尻荊島線は道路拡幅ではないが、舗装補修工事を平成30年度に実施済みである」との答弁がありました。

また、委員からは「特に冬期は、吹雪になると視界不良になり、交差するには乗用車でも難しい状況となるため、願意妥当と思う」との意見や、「地元の方々の思いは十分わかる。しかし、予算の範囲内で進めている現状があり、早期にという部分は難しいと思う」との意見がありました。

本陳情について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、採決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

## 総務文教常任委員会 委員長報告

今定例会において総務文教常任委員会に付託になりました議案6件、請願1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第79号 横手市職員のサービスの宣誓に関する条例及び横手市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「押印、署名を廃止するという改正内容だが、市全体として件数はどれくらいか。また、国の施策の一環として行うものであり改正は妥当だと思うが、廃止しないものについては基準を定めているのか」との質疑に対し、当局より、「現在、すべての行政手続きについて見直ししているところだが、8月11日現在で市全体の対象件数は1,234件、そのうち廃止予定は1,117件である。廃止不可の基準としては、法令等により押印の義務付けのあるもの、登記印など印影の照合を行う必要があるものとしており、それ以外は原則廃止の方向で見直ししている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号 横手市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「課税免除により固定資産税の税収が減ると思うが、試算は行っているのか」との質疑に対し、当局より、「課税免除の額は、令和2年度は5件621万6,300円、令和3年度は6件468万9,500円となっているが、課税免除したものについては、減収の75%が交付税で補填されることになっている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号 横手市農村環境改善センター設置条例及び横手市農家高齢者創作館設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と

答弁を申し上げますと、「現在の創作館の使用状況はどうなっているか。また、新しい建物に機能移転した後、もっと多くの人に使ってもらえるような仕掛けは考えているのか」との質疑に対し、当局より、「現在、陶芸や将棋、ごてんまりのグループなど5団体が活動しており、年間の利用者数は延べ700人ほどである。新しい建物は平屋建てになるため、高齢の方にも使いやすく利便性の増す施設になると考えている」との答弁がありました。

また、「新しい施設ができた後、旧施設の取扱いはどうなるのか。地域へ無償で貸与したとしても、市で所有している限り維持費もかかる。旧施設を残していくことはFM計画との整合性が取れないと考えるが、どうか」との質疑に対し、当局より、「創作館に関しては、FM計画上は複合減の位置づけとなっており、解体する予定である。地域のシンボルのような施設は、もったいない、残してほしいという声が寄せられるが、使わなくなった施設は、その役目を終えたものと考えている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第84号 横手市過疎地域持続的発展計画については、はじめに、当局より、議案の訂正について、「計画本文中、11. 地域文化の振興等、(2) その対策、①地域文化の振興等に係る施設の整備等の1)の文末表記において誤りがあった。計画策定過程において、本来削除されるべき字句が残り、誤記となったもので、チェック漏れとなったものである」との説明がありました。

質疑では、「計画への市民の意見反映」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号 横手市定住自立圏形成方針の変更については、「デジタル・ディバイドの取組」についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 86 号 財産の取得について（住民情報系実機端末 160 台）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「購入する端末はノート型パソコンとのことだが、セキュリティ面の対策についてはどのように考えているか」との質疑に対し、当局より、「情報流出については、現状でも様々なセキュリティ対策を行っている。今回の端末を導入することや、その利用によって外部に情報が漏れることはないと考えている」との答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願 3 第 1 号「日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書」の提出について（請願）について、意見、討論はなく、起立採決の結果、起立なしにより、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。